

新規出店家賃補助事業

【目的】

- ・商業への新規参入者を確保することと魅力ある買い物、消費環境づくりを目的とし、いわゆる「シャッター商店街」化を防ぐ。
- ・新規参入者の経営安定に向け出店後も支援を継続し、経営基盤づくりを促す。

【補助交付金額】

- ・交付する補助金額は、市長が認めた賃借料のうち2分の1です。
- ・店舗等を開業した月から起算して12ヶ月の賃借料が対象となります。

補助対象	補助金限度額（月額）
都市機能誘導区域内で店舗等を賃借	月額6万円
都市機能誘導区域内で店舗兼用住宅物件を賃借し 当該物件に居住しながら当該店舗等を営業	月額7万5千円
都市機能誘導区域以外の対象地域で店舗を賃借	月額5万円

- ・当該補助金では、当該補助金の補助対象経費に消費税等仕入控除税額がある場合には、これを補助対象外としてください。ただし、この額が明らかでない場合については減額しないで申請することができますが、この額の確定後、報告の上、返還していただくことになります。

【補助対象地域】

- ・富良野市立地適正化計画において指定された都市機能誘導区域内（以下「都市機能誘導区域内」という。）（図1 2-11 ページ参照）
- ・山部東町1番、2番、6番、7番、8番、山部中町1番、2番、3番、4番、山部南町1番、2番、3番、4番の区域内（図2 2-12 ページ参照）
- ・ただし、6次産業化認定を受けたもの、農商工連携事業者の認定を受けたもの、産業競争力強化法に基づき富良野市が証明する創業者、市長が定めた要件を満たして市のフロンティア（事業拡大資金）の融資を受けて、いわゆる6次産業化や農商工連携事業に類する事業を行うものについては、前述の区域にかかわらず補助対象とすることができます。

※魅力的な買い物環境を提供するためには、店舗等は一定の区域内に集積していることが望ましいと考えているため、市街地に限定しています。山部市街地が対象になっているのは、住居表示が導入されているように、一定の市街地形成が認められること、ここ数年、店舗等の閉店が相次いでおり、対策が急務だと判断し、対象区域としています。

【対象者】

- ・物品の卸売業若しくは小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館等、学習塾及び教養・技能教授業のうち、市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）
- ・ただし、6次産業化認定を受けたもの、農商工連携事業者の認定を受けたもの、産業競争力強化法に基づき富良野市が証明する創業者、市長が定めた要件を満たして市のフロンティア（事業拡大資金）の融資を受けて、いわゆる6次産業化や農商工連携事業に類する事業を行うものについては、前述の業種区分にかかわらず補助対象とすることができます。

【対象となる業種】

- ・補助対象地域内の空き店舗を賃貸し、市内で新たに対象業種の店舗等（物品の卸売・小売販売、サービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館等、学習塾、教養・技能教授業）を開業する事業者又は新たに対象事業分野へ異業種進出する事業者

新規出店家賃補助事業	
41	映像・音声・文字情報制作業のうち 416 映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）のうち 746 写真業
75	宿泊業のうち 751 旅館、ホテル及び 752 簡易宿所
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
82	その他の教育、学習支援業のうち 823 学習塾及び 824 教養・技能教授業
<ul style="list-style-type: none"> ・小売業は、店頭で商品を販売している店舗に限ります（61 無店舗小売業は対象外）。 ・学習塾、教養・技能教授業は、団体及び個人が賃貸借契約した一戸建て住宅や商業ビルにテナントとして入る場合に補助対象とします。 ・次のいずれかに該当する者については、前述の補助対象業種にかかわらず、対象とします。 <ol style="list-style-type: none"> ①地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づく総合化事業計画の認定を受けた者（いわゆる 6 次産業化認定を受けた者） ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者（いわゆる農商工連携事業者認定を受けた者） ③産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく特定創業支援事業による支援を受けた創業者（富良野市が証明した者に限る） ④中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づく認定経営革新等支援機関たる金融機関又は富良野商工会議所若しくは山部商工会の支援を受けて策定された事業計画によるもので、富良野市の中小企業資金融資制度である商工業パワーアップ資金（フロンティア（事業拡大）資金）の融資を受けて、いわゆる 6 次産業化や農商工連携事業に類する事業を行う者（補助対象は融資対象事業に限る） 	
<p>上記④の「認定経営革新等支援機関たる金融機関」は、次のとおりです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川信用金庫富良野支店 / ・株式会社北海道銀行富良野支店 ・株式会社北洋銀行富良野支店 / ・空知商工信用組合富良野支店 <p>事業計画には、支援機関（上記金融機関、富良野商工会議所、山部商工会）が支援して作成した計画であることを証する書類（様式任意）を添付したものの提出が必要となります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の分類に該当しても、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業の許可又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗、北海道青少年健全育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 19 条の有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗は、対象外となります。 	

【対象となる経費】

- ・営業していること（店舗兼用住宅の補助を受ける場合は、併せて住んでいること）を確認し、支払い済みであることを確認した賃借料に対して補助します。
- ・申請には、店舗を開業した時期がわかる書類を添付してもらいますが、証明する書類がなければ、賃貸契約を締結し、賃借権が発生した月から補助します。
- ・賃借料に共益費は含みません。

【対象とならないもの】

- ・町内会費や月極駐車場の賃借料は含みません。
- ・店舗等を①生計を同一とする親族から賃借するもの、②2親等以内の親族から賃借するものについては対象外とします。貸主、借主が法人の場合は、法人の代表者との間で同様の血縁関係があるかどうかで判断します。
- ・賃借人が申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるものは対象外とします。
- ・賃借人が申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）であるものは対象外とします。※親会社、子会社の関係についてはQ&A（2-9ページ）参照。
- ・賃借料に関して他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。※賃借料以外を対象とする補助金（例えば店舗等新築改修費補助事業など）については、併給を受けることができます。
- ・団体や個人が自己所有の建物で開業する場合や既に営業している場合は補助対象外とします。
- ・補助対象業種であっても、冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象外とします。
- ・いわゆる6次産業化認定を受けた者、いわゆる農商工連携事業者の認定を受けた者、市が証明した創業者、市長が認めた商工業パワーアップ資金（フロンティア（事業拡大）資金）の融資を受けて、いわゆる6次産業化や農商工連携事業に類する事業を行うものであっても、次に該当する業種の用に供する施設の新設、改修及び改築に関する事業については、この補助金の対象とすることはできません。

農業、林業、漁業、水産養殖業、農業サービス業（育苗センター、装蹄業など）、林業サービス業（狩猟業、植林請負業）

【参考～事業者の例示】

	事例
対象となる事例	<ul style="list-style-type: none">・市外から転入（住民票も富良野市へ移動）し、飲食店を開業した・これまで直売所を経営していたが、飲食店は経営しておらず、補助対象地域内でレストランを開業した・飲食店に従業員として勤務していたが、この度独立し、経営者として飲食店を開業した・いわゆるのれん分けのように屋号は受け継いだが、新たに独立して開業した
対象とならない事例	<ul style="list-style-type: none">・市内で飲食店を経営しており、二号店を補助対象地域内で開業した（申請者が、申請する店舗等と同じ業種に該当する店舗等を市内において別に営んでいるときは、補助金を受けることができない）・市内で既に開業している飲食店が、移転して別の飲食店を開店した

【申請フロー】



1 申請

営業を開始してから概ね3ヶ月以内に、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	申請者確認書類	②-1 個人事業の場合→住民票（抄本）（有料） （複合庁舎1階総合窓口）※個人番号記載不要 ②-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ②-3 中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、団体に加盟している会員がわかる資料 ※②-1、2は発行して3か月以内のもの、②-3は直近のものに限る。いずれも写しで問題ない。 ※兼用住宅物件の場合は法人事業でも②-1も添付
③	事業計画書（別紙様式）	物件を共有する連携事業者がいる場合は、建物賃貸契約者が主たる事業者として事業申請し、事業計画書の特記事項に建物を共有する連携事業者及び連携事業者との事業計画を記載する。
④	営業実態確認書類	開業した時期がわかるもの、営業内容がわかるもの（チラシ等）
⑤	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	
⑥	市税の滞納がないことの証明書類	納税証明書（複合庁舎1階総合窓口）または滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口）のどちらか（※どちらも有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑦	賃貸契約書の写し	賃貸物件の場合のみ提出
⑧	暴力団員ではない旨の誓約書	
⑨	営業日数の確約書	学習塾、教養・技能教授業の場合のみ提出
⑩	納税対応状況申出書	消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出
⑪	6次産業化認定等を確認できる書類	認定事業の特例申請の場合のみ提出
⑫	営業許可証の写し	営業許可が必要な場合のみ提出

2 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

3 補助金の請求①

補助金の請求は、年2回受けることができ、10月と3月の時期に限ります。

10月の受付時は上半期（4月から9月まで）の貸借料にかかる補助金に限ります。

3月に一括請求することも可能です。

上半期にかかる補助金を10月に請求したい事業者は、次の書類を提出してください。

①	補助金請求書（第11号の2様式）	
②	営業状況報告書（第12報様式）	
③	貸借料を支払ったことを証明する書類	領収書、振込用紙、通帳の写しなど
④	毎月毎の売上、諸収入、仕入、経費等がわかる書類	試算書 または 損益計算書 または 帳簿等 の写し

※注意！ 各種法律の手続に不備が発覚した場合、交付決定を取消すことがあります。

4 実績報告

補助対象期間の終了、あるいは年度末には、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第8号の2様式）	
②	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	
③	賃借料を支払ったことを証明する書類	領収書、振込用紙、通帳の写しなど
④	毎月毎の売上、諸収入、仕入、経費等がわかる書類	試算書 または 損益計算書 または 帳簿等 の写し
⑤	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて担当から指示します

5 補助金の確定

申請どおりの営業が確認できれば、市内部で補助金の確定手続きを行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

6 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の2様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

7 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ2週間～1ヶ月です。

【Q&A】

(日割り契約の場合の対応)

Q 1	月の途中から賃貸し、家賃が日割りすることができる契約内容となっているが、補助金額はどのように算出されるのか？
A 1	補助金は実際に支払った家賃額をもとに算出する。実際に日割りで家賃が算定されていることを領収書等で確認した上で、支払った金額に補助率を乗じて計算する。

(F C店舗への対応)

Q 2	フランチャイズの店舗は対象となるか？
A 2	富良野市民、又は富良野市に主たる事務所をもつ中小企業者であれば、対象とできる。

(異業種進出の解釈①)

Q 3	市内で物品販売を営んでいる事業者が、新たに市内で物品販売の店舗を出店した場合、新規出店家賃補助事業の対象となるのか？
A 3	異なる物品を販売する店舗であれば、対象とできる。

(異業種進出の解釈②)

Q 4	市内で飲食店を営んでいる事業者が、新たに市内で飲食店を出店した場合、対象となるか？
A 4	飲食店については、既存店と新規開業店の違いが明確になりづらいので、このケースの場合、新規出店家賃補助事業の対象とはしない。

(店舗移転の対応)

Q 5	市内で飲食店を営んでいたが、別の場所へ移転する場合や、移転を機に店名を変え、違うメニュー構成の店舗を開業する場合、対象となるか？
A 5	同一事業者と判断されるため、対象にはならない。

(法人化した場合の扱い)

Q 6	個人事業者として新規出店家賃補助事業の補助金を受けて開業し、補助期間終了後に法人を立ち上げた。経営者を法人に切り替えた後の営業について、法人が申請者となって新規出店家賃補助事業の申請をする場合、補助対象となるか？
A 6	同一事業と判断されるため、対象にはならない。

(廃業したものが新たにお店を始める場合の対応)

Q 7	以前、飲食店を営んでいたが、その店は2年前に閉店した。今回、新たに出店しようと思うが、補助金の対象となるか？
A 7	税法上の廃業届の写しなど、廃業したことがわかる書類があれば、新規出店家賃補助の対象とすることができるが、そうした書類がなければ、商売を休止しているものとみなし、新規出店とは認められない。

(経営者が替わった場合の家賃補助)

Q 8	お店の屋号は変わらないが、経営者が替わった場合、家賃補助の対象となるか？
A 8	お店の屋号や、前経営者の自己所有物件か、賃貸物件であるかを問わず、新経営者からみた前経営者が①生計を同一とする親族である場合、②2親等以内の親族である場合については、家賃補助の対象としない。よって、これに該当しない場合は、家賃補助の対象とできる。 近親者から経営を引き継いだ場合は対象外とした理由は、いわゆる相続の色合いが濃いこと、経営基盤、経営環境をそのまま引き継ぐケースであるため、市が支援を行う新規出店よりも、有利であると認められるからである。 法人経営の場合で、法人代表者が替わったケースは、経営法人が変わっていないので、家賃補助の対象としない。

(従業員が独立する場合の対応)

Q 9	以前、飲食店の従業員として働いていたが、独立して、新たに自らが経営者として飲食店を開業しようと思うが、対象となるか？
A 9	対象とできる。以前は、従業員で経営者ではないことから、今回が新規開業扱いとなる。

(店舗の一部の賃借)

Q10	既存の店舗の一部を借りて、別の店舗を営業しようとして計画しています。新規出店家賃補助の対象となりますか？
A10	新規出店家賃補助の対象業種、対象区域内での営業、各種許認可は取得済みという前提条件は満たしているものとして回答すると、次の条件を満たしていることが必要。 ①無人営業や、例えば、既存店舗従業員に委託して販売行為を行うものではないこと ②建物の所有者との契約であり、「また貸し」には該当しないこと ③借りる部分が図面等（スペースの大きさが寸法入りで確定されていること）で明示され、かつ契約書等で担保されたものであること ④店内、店外に営業していることがわかるような表示がなされていること

(店舗を改修して住宅部分を設けた場合)

Q11	現在は、店舗のみの物件だが、改築して、住居部分を造作し、貸し出したいが、新規出店家賃補助事業の店舗兼用住宅のケースに該当するか？
A11	借主がこの物件に居住し、対象店舗等を営むのであれば、新規出店家賃補助事業の店舗兼用住宅で街なか居住するケースに該当し、対象とできる。

(法人従業員が居住する街なか住宅)

Q12	法人が店舗兼用住宅を賃借した場合、居住するのが従業員でも、街なか居住する場合の上乗せ補助に該当するか？
A12	法人が従業員用住宅として全額住宅分の家賃を負担する場合、または従業員が住宅分家賃を全部若しくは一部を負担する場合において、①貸主が法人から従業員へ転貸することに同意していること、②法人と従業員の間で賃貸契約が締結されていること、③従業員が、当該物件に住居登録し、実際に居住していること、の3つの条件を満たせば、月額上限7.5万円を適用することができる。この場合の従業員の雇用形態については問わない。また、この場合において、補助金受給期間に従業員が物件から退去し、居住者が不在になった場合は、その月の家賃への補助の上限は、店舗のみの場合と同様の上限5万円を適用することとする。

(中心市街地活性化センターの商業支援室（通称：チャレンジショップ）の取り扱い)

Q13	富良野市中心街活性化センターの商業支援室（通称：チャレンジショップ）で店の営業を開始するにあたり、補助の対象となるか？また、商業支援室を退出し、新たに店舗を開業する場合は、補助の対象となるか？
A13	商業支援室は、新たな商業の創出に向けた活動の支援を行うために設置されたもので、一般の相場と比較して低廉な家賃で賃借できるものであるため、既に市費による支援が行われているものであることから、対象外とする。また、移転する場合であっても既に開業しているとみなされるため、新規出店家賃補助の対象にはならない。

(直売所の取り扱い)

Q14	農業者が収穫期に開店する、いわゆる直売所について、対象となるか？
A14	冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象にならない。

(携帯電話の取り扱い店舗)

Q15	携帯電話の販売店舗は対象となるか？
A15	富良野市民、又は富良野市に主たる事務所をもつ中小企業者であれば、対象とできる。

(貴金属などを買い取りする店舗)

Q16	貴金属などを買い取りする事業店舗等は補助の対象となるか？
A16	店頭で、現に貴金属類を販売しているものは対象となるが、買い取り、転売を目的とする事業は、対象外。

(自動車整備業)

Q17	「自動車修理工場」は対象となるか？
A17	新規出店家賃補助は対象外とする。

(賃貸店舗と改修費補助)

Q18	賃借している店舗だが、対象となるか？
A18	対象となる。 新たに創業した事業者であれば、店舗等新築改修費補助をあわせて申請することができる。

(店舗物件がある場合の無店舗小売店舗の解釈)

Q19	店舗はあるが現在は店頭での小売販売を行っておらず、通信販売を主として営業しているが、対象となるか？
A19	常に店頭で対面販売している場合は、通常の小売店舗とみなし、対象とできるが、対面販売していない場合は、無店舗小売店舗とみなして対象としない。

(不動産の賃借料に係る適用税率)

Q20	消費税率が平成26年4月1日に上がったが、前家賃(翌月分の家賃を前月中に支払うしくみ)として支払っている場合、平成26年度の家賃補助の申請はどうしたらよいか？
A20	基本は支払った家賃の額に対する補助ということになる。新規出店家賃補助の補助対象としている、テナント物件の家賃には、そもそも消費税が含まれていると解釈されており、消費税等仕入控除税額の対象。よって、申請者が消費税申告において本則課税制度を選択している場合は、留意が必要。なお、消費税率と家賃の関係については、下記を参考にされたい。

消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A	
平成26年1月 国税庁消費税室	
(以下関係分抜粋)	
IV 賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等 (不動産賃貸の賃借料に係る適用税率)	
問6	当社は、不動産賃貸業を営む会社ですが、平成25年10月1日以後に契約する賃貸借契約(改正法附則第5条第4項に規定する経過措置は適用されないもの)における次の賃借料に係る消費税の適用税率について教えてください。
①	当月分(1日から末日まで)の賃借料の支払期日を前月〇日としている賃貸借契約で平成26年4月分の賃借料を平成26年3月に受領する場合
②	当月分の賃借料の支払期日を翌月〇日としている賃貸借契約で、平成26年3月分の賃借料を平成26年4月に受領する場合
【答】	新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます(改正法附則2)。 照会①は、平成26年4月の賃借料であり、施行日以後である平成26年4月分の資産の貸付の対価として受領するものですから、4月末日における税率(8%)が適用されます。 会②は、平成26年3月の賃借料であり、施行日前である平成26年3月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、支払期日を4月としている場合であっても、3月末日における税率(5%)が適用されます。

(酒場・ビアホールを営む事業者が別に飲食店を開業する場合)

Q21	市内で夜の営業のみ飲食業を営む事業者(産業分類:765酒場・ビアホールに該当)が、これまで家賃補助の対象とならなかったが、新たに昼と夜も営業する飲食店を開業した場合に補助対象となるか。※既存店舗は以下の①、②いずれにも該当しない。 ①午前11時から午後2時までの時間帯で連続2時間以上営業している店舗 ②夜時間帯の営業が、午後5時00分から午後6時00分までの時間内に開始する店舗 新規開業する店舗は①、②の両方に該当する。
A21	新規出店する事業者(既存事業とは異なる事業を新たに始める)を支援する趣旨であることから、今回のようにもともと飲食業を営んでいる事業者が、別に飲食業を営む場合は補助対象とならない。

(親会社、子会社の関係)

Q22	賃貸人における親会社、子会社の関係などどのような事例が対象外となるのか。
A22	<p>会社法では、総株主の50%超の議決権を一つの会社に握られている会社を子会社、反対に50%超の議決権を握っている会社を親会社という。その他実質的に財務及び事業の方針の決定を支配している様々な場合に、支配している側の会社が親会社、支配されている側の会社が子会社となる。(会社法施行規則第3条参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース1 建物所有者A(個人事業主)がカフェを営んでいる。建物所有はAのまま、カフェ事業を法人成りして、Aが全額出資する会社Bがカフェ運営を始める場合、新規出店家賃補助の対象になるか？ ⇒対象外。会社Bは、Aが経営するものだから。会社BはAが100%出資。 ・ケース2 建物所有者A(個人事業主)がカフェを営んでいる。Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。Aが雇用した従業員B(飲食店を市内で経営していない)が、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、新規出店家賃補助の対象になるか？ ⇒対象。まったく別の経営者である。 ・ケース3 建物所有者 会社A(法人事業主)がカフェを営んでいる。会社Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。会社Aとは関係のない会社B(飲食店を市内で経営していない)が、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、新規出店家賃補助の対象になるか？ ⇒対象。まったく別の経営者である。 ・ケース4 建物所有者 会社A(法人事業主)がカフェを営んでいる。会社Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。会社Aが100%出資する完全子会社B(飲食店を市内で経営していない)が、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、新規出店家賃補助の対象になるか？ ⇒対象外。Aが新たに会社を設立さえすれば、新規出店家賃補助金を受け続けることとならない。 ・ケース5 建物所有者 会社A(法人事業主)がカフェを営んでいる。会社Aが建物所有は継続するが、カフェについてはやめる。会社Aが、その他の出資者と出資して会社B(飲食店を市内で経営していない)を設立し、新たに店名をそのままに経営を引き継ぐ場合、新規出店家賃補助の対象になるか？ ⇒会社Aが会社Bの会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等、過半数もっている出資者に該当すれば、対象外 議決権50%超 子会社(50%は子会社ではない) 議決権の20%以上 関連会社 ・ケース6 飲食店を営む会社Aの代表者aが、新たに会社Bを設立し、物件を所有者Cから賃貸して飲食店を始めた場合、新規出店家賃補助の対象になるか？ ⇒対象。代表者が同じであっても、会社Aと会社Bは別法人だから。

(対象業種の限定)

Q23	対象業種を限定している理由はなぜか？
A23	<p>市民生活の利便性や市内観光の魅力向上には、店舗等は一定区域内に集積していることが望ましいと考えており、新規出店家賃補助事業は、市民生活や観光客の消費活動により密接に関係する業種を市街地へ集積させる狙いがある。そのため、消費者が直接訪れ利用することができる店舗や業種を限定して対象としている。小売業でも無店舗小売業を対象としていないのも同様の理由からである。</p>

図1 都市機能誘導区域

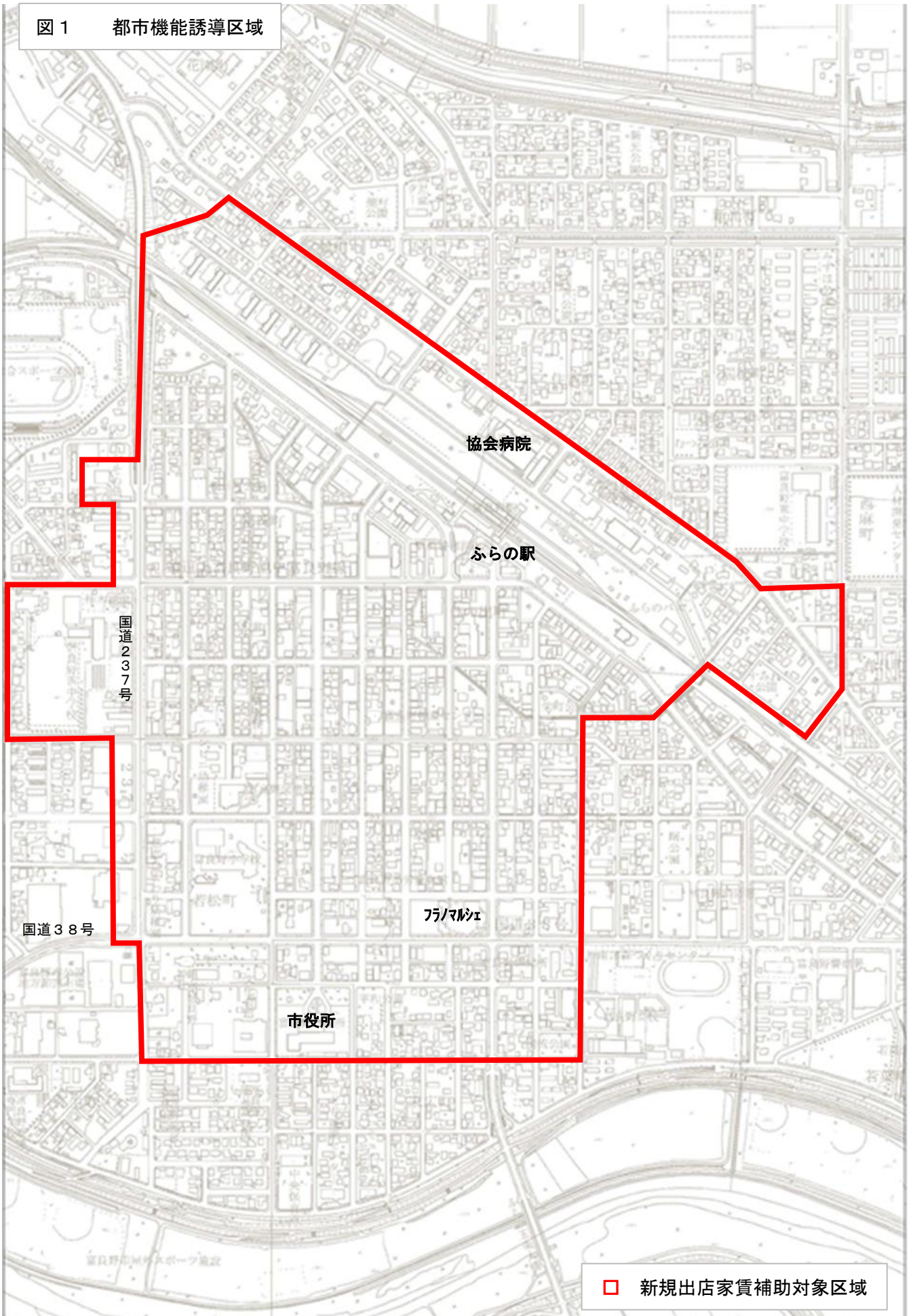


図2 山部市街地

